

令和7年度 コミュニティ・スクール関係課説明会（臨時）

令和7年7月11日（金）

**「公立の義務教育諸学校等の教育職員の
給与等に関する特別措置法等の一部を改
正する法律」を踏まえた対応について**

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- ・教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- ・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- ・指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 新旧対照表

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

旧	新
4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。	4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、 <u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u> その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

令和七年六月十日 参議院文教科学委員会

法改正を踏まえた対応例（1/2）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
校長が作成する**学校運営の基本的な方針**を承認

【法改正により求められる事項】

校長が作成する「**基本的な方針**」に、
業務量管理・健康確保措置(※)の実施に関する内容を含める

校長

①報告

学校における
・働き方改革の取組内容
・取組の実施状況等
について報告

報告

②協議

報告内容を基に、
・学校、保護者、地域住民等の業務分担の在り方
・業務の優先順位を踏まえた精選・見直し
等について協議

※その際、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の「基本的には学校以外が担うべき業務」について、例えば、
✓保護者・地域住民等に対応を依頼することが出来ているか
✓その他の業務について教師の負担軽減に必要な支援が得られているかを確認。

④基本的方針の作成・承認

学校において講ずる
「**業務量管理・健康確保措置**」の内容を**基本的な方針**
に明記し、学校運営協議会の承認を得る。

意見

説明

承認

⑤アクション

保護者・地域住民等と連携しつつ、業務量管理・健康確保措置の適切な実施に取り組む。

③体制構築等

必要な体制を構築するため、学校運営協議会として、
・外部機関、地域住民等との調整（ボランティア募集等）
・保護者・地域住民への情報提供
・教育委員会又は校長に対する意見提出等の対応を行う。

地域学校協働
活動推進員等が
コーディネート

意見



法改正を踏まえた対応例（2/2）

学校運営協議会を設置していない学校の対応

学校運営協議会の「類似の仕組み」や学校評議員、学校関係者評価の仕組み等を活用し、保護者、地域住民等の理解と協力を得て、「業務量管理・健康確保措置」に係る対応を行うよう努めるものとする。

（参考）「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」（H31年 1 月25日中教審答申）

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

（※）「業務量管理・健康確保措置」

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 7 条第 1 項）

基本的には学校以外が担うべき業務

取組内容  : 実施率（※1）が80%以上の項目  : R5調査に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
①登下校時の対応は、 学校以外の主体 （地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	47.4% 	★85.0%	73.0% 	72.6% 
②放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	38.3% 	45.0% 	44.9% 	44.7% 
③学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、公会計化または 教師が関与しない方法 （地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている	68.1%	70.0% 	45.9%	46.7%
④ 地域人材等との連絡調整 は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、 地域学校協働活動推進員 （社会教育法第9条の7）等の 学校以外の主体 が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	38.3% 	70.0% 	50.7%	50.6%

※1 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

※2 問①は、所管する全ての学校において、該当する業務がない教育委員会数を対象から除いた上で実施率を算出している。

－「3分類」に係る取組状況－

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

取組内容 ★：実施率（※1）が80%以上の項目 ↑：R5調査に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
⑤学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に促している	38.3%	65.0%	41.1%	41.3%
⑥児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている	8.5%	45.0% ↑	7.6%	8.0%
⑦校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている	31.9%	70.0% ↑	18.5%	19.4%
⑧部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている	★100%	★100%	73.4%	74.4%

※1 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

※2 問⑧は、所管する全ての学校において、従前から部活動が設置されていない教育委員会数を対象から除いた上で実施率を算出している。

－「3分類」に係る取組状況－

教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

取組内容	◆：今年度新規で調査した項目 ★：実施率が80%以上の項目 ↑：R5調査に比べて5%以上増加している項目				都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
⑨給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている					40.4%↑	60.0%↑	23.9%	24.7%
⑩授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている					★85.1%↑	★100%	79.7%↑	★80.0%↑
⑪－1 学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている					57.4%↑	★85.0%↑	48.6%↑	49.3%↑
⑪－2 学習評価や成績処理の補助的業務について、採点ソフトを導入するなどICTの活用を図っている					★93.6%◆	70.0%◆	47.9%◆	49.4%◆
⑫学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している					72.3%↑	★95.0%↑	55.2%	56.1%
⑬進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている					★93.6%	60.0%	11.1%	13.8%
⑭支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている					★100%	★100%	★98.4%	★98.4%

※ 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

「地方創生2.0基本構想」を踏まえた対応について

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成

i. 学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり

保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールと、地域住民や地元産業界等が参画する地域学校協働活動の一体的な取組の推進に向けて、地域学校協働活動推進員の配置促進を含む支援を行う。また、過疎・離島地域を含む公立高校などへの支援の拡充を図る。特に、専門高校においては、立地する基礎自治体や産業界等と連携した地域人材育成の取組（寮機能を含む交流拠点の整備を含む。）や、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築等を進める。また、学校の通信ネットワークの改善に取り組む。地域コミュニティや産業界の学校教育への参画強化、キャリア教育やA I 活用による英語での地域の魅力発信等を進めるとともに、郷土に関する教育の観点を含めて次期学習指導要領に向けた検討を進め、必要な措置を講ずる。

「地方創生2.0基本構想」を踏まえた対応について(通知)」(令和7年6月23日)

7 教 地 推 第 3 7 号
令 和 7 年 6 月 23 日

各都道府県・指定都市教育委員会
コミュニティ・スクール担当課長
地域学校協働活動担当課長 殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
高田 行紀

「地方創生 2.0 基本構想」を踏まえた対応について（通知）

平素より、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の一体的な取組の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年6月13日に「地方創生 2.0 基本構想」（以下「基本構想」という。）が閣議決定され、基本構想では、「地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成」が政策パッケージとして掲げられ、「学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり」に関する内容が明記されました（別添1）。

各教育委員会におかれては、この基本構想の政策を推進するため、例えば、郷土教育や地元産業を担う人材育成の一層の充実に向け、学校運営協議会等における協議の場や地域学校協働活動を積極的に御活用いただくことを御検討願います。その際には、下記の点にも御留意願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、城内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、市区町村教育委員会や各学校等が適切に対応できるよう、十分な指導・助言に努めていただくようお願いします。

記

○ 各学校が設置する学校運営協議会において、郷土教育や地元産業を担う人材育成の推進方策について協議を行い、地域住民や地元産業界等と連携しながら必要な体制を整えるなど、地方創生にも資する活動の充実にも努めること。地域と学校が協働する体制が構築されていない地方自治体・学校においては、学校運営協議会や地域学校協働本部の設置を検討すること。

○ 郷土教育や地元産業を担う人材育成に係る活動を実施するに当たっては、地域学校協働活動推進員等が中心となって、地域学校協働本部と連携しながら地域住民、地元産業界等に協力を依頼し、活動の企画立案への参画、講師派遣、体験活動の実施に係る支援、資材の提供など、活動に必要な人的・物的体制の整備を検討すること。

○ 文部科学省では、これらの支援策として、専門家の派遣とともに「地域と学校の連携・協働体制構築事業（別添2）」においてアドバイザー、地域学校協働活動推進員の配置等に係る補助を行っているところであり、これらを積極的に活用して取組の推進を図ること。なお、本事業以外に「新しい地方経済・生活環境創生交付金」や「ふるさと納税」、「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」などの事業及び寄附の活用も考えられること。

○ 「郷土教育や地域人材育成に係る取組の事例（別添3）」等も活用して、本事例の内容や他の地方自治体等の取組を学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等に対する研修で共有するなどして、取組の推進を図ること。

【別添1】地方創生 2.0 基本構想（令和7年6月13日閣議決定）抜粋

【別添2】地域と学校の連携・協働体制構築事業

【別添3】郷土教育や地域人材育成に係る取組の事例

（参考1）

○ 地方創生 2.0 基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

[20250613_honbun.pdf](#)

（参考2）

○ 地域と学校の連携・協働体制構築事業

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/vosan/>

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/dai2sedai/index.html>

○ ふるさと納税ポータルサイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

○ 企業版ふるさと納税ポータルサイト

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

地域学校協働推進室地域学校協働企画係

TEL：03-5253-4111（内線 2005、3284）

E-mail：s-manabi@mext.go.jp

- 各学校が設置する学校運営協議会において、郷土教育や地元産業を担う人材育成の推進方策について協議を行い、地域住民や地元産業界等と連携しながら必要な体制を整えるなど、地方創生にも資する活動の充実に努めること。地域と学校が協働する体制が構築されていない地方自治体・学校においては、学校運営協議会や地域学校協働本部の設置を検討すること。
- 郷土教育や地元産業を担う人材育成に係る活動を実施するに当たっては、地域学校協働活動推進員等が中心となって、地域学校協働本部と連携しながら地域住民、地元産業界等に協力を依頼し、活動の企画立案への参画、講師派遣、体験活動の実施に係る支援、資材の提供など、活動に必要な人的・物的体制の整備を検討すること。
- 文部科学省では、これらの支援策として、専門家の派遣とともに「地域と学校の連携・協働体制構築事業(別添2)」においてアドバイザー、地域学校協働活動推進員の配置等に係る補助を行っているところであり、これらを積極的に活用して取組の推進を図ること。なお、本事業以外に「新しい地方経済・生活環境創生交付金」や「ふるさと納税」、「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」などの事業及び寄附の活用も考えられること。
- 「郷土教育や地域人材育成に係る取組の事例(別添3)」等も活用して、本事例の内容や他の地方自治体等の取組を学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等に対する研修で共有するなどして、取組の推進を図ること。

【事例】 鳥取県南部町 町ぐるみで若者の地元定着を図るコミュニティ・スクールの取組

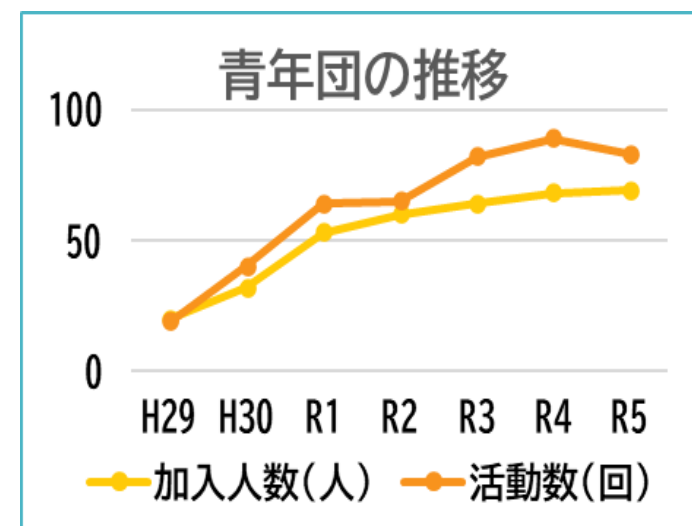
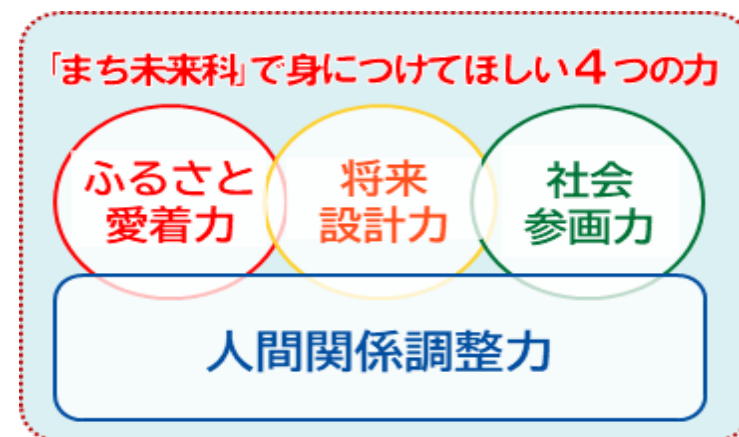
「地域とともに歩む学校づくり」による、町ぐるみでの若者の地元定着

取組概要

- 地域の協力のもと、郷土の自然や歴史・文化を学ぶ10年間一貫したカリキュラム「まち未来科」を生活科・総合的な学習の時間に設定。
- 夏祭りやバザー等の地区行事で子供たちが活躍できる場を作る。

成果・効果

- ◆地域の子供を地域全体で育てる意識の醸成。
- ◆中学校卒業後も継続して地域とつながる仕組みとして、高校生サークルや青年団を組織。



コミュニティ・スクールにおいて地域と学校が一体となり、様々な地域活動の機会を提供している事例

とごう とごう
大分県豊後高田市(都甲小学校、都甲中学校)

背景・取組概要

過疎化高齢化が進む地域で、**地域と学校が一体となり、様々な体験の機会を子供へ提供し、学びに向かう力を備えた児童生徒・自分の将来を創造できる児童生徒・地域文化の継承に貢献できる児童生徒の育成**を図っている。

工夫・ポイント・特徴的な取組

〇コミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動の一体的実施

学校の「**総合的な学習の時間**」を「**市民科**」とし、児童生徒が地域の方々と一緒にサツマイモや菊を育てる体験を実施。
地域の方々にサツマイモの料理を振舞ったり、菊の展示を行うなど、**地域住民と児童生徒が協働するような様々な取組**を実施している。



学校運営協議会の様子



体験活動の様子

成果・効果

①地域学校協働活動へ参加する地域住民の数が増加

地域住民の参加人数	
平成27年度	令和5年度
のべ45人	のべ234人

②郷土を愛し、郷土に生きたいと考える児童生徒が増加

将来、豊後高田市で生活したい		
	平成29年度	令和5年度
6年生	47%	61%
9年生	41%	72%

コミュニティ・スクールにおいて地域と学校が一体となり、様々な地域活動の機会を提供している事例

背景・取組概要

おがのまち りょうかみ おがの みたがわ ながわか おがの
埼玉県小鹿野町(小鹿野町立両神小学校、小鹿野小学校、三田川小学校、長若小学校、小鹿野中学校)

学校運営協議会において、「**小鹿野町が目指す子どもの姿や学校の姿を実現するための地域参画**」というテーマのもと、年間を通して熟議を行っている。

工夫・ポイント・特徴的な取組

○薬師堂マーケットの取組

「かつてにぎやかな縁日や市が立っていた薬師堂を再現することで自分たちの住む地域を活性化させたい」という児童の思いに、檀家、同町地域おこし協力隊、企業・農家、町役場が全面協力した。当日の参加者は200人を越え、盛大な催しとなった。



○両神山登山

自然公園指導員や山岳救助隊員、小鹿野警察署、小鹿野町役場職員の協力のもと、児童の安全を確保しながら、地元の名峰であり**日本百名山に選定されている両神山**を登山することで、**郷土への誇りや愛着、地域とのつながりを深めることができる取組**を行っている。



成果・効果

【埼玉県学習状況調査・質問項目】

「今住んでいる県や市町村の歴史や自然に関心を持っていますか」

→ **全ての学年が県の平均値を大きく上回った。**

	R 4		R 5	
	埼玉県	本校	埼玉県	本校
4 年	75.5	66.7	64.9	84.6
5 年	72.8	92.8	69.0	77.8
6 年	63.5	100.0	76.2	100.0

【事例】CSの仕組みを活かした地域農業の担い手育成の取組(大分県立久住高原農業高校)

久住高原農業高校では、コミュニティ・スクールの仕組みを活かし、地域と連携した特色ある教育活動を展開。産官学連携による実践的な農業学習や地場企業・地元農業法人による就職説明会の開催等により、魅力ある学校づくりと生徒の地元定着、地域農業の担い手育成の好循環を実現。



久住高原農業高校

CSのミッション

1. 特色ある教育活動の展開
(経営計画、教育課程など)
2. 企業・農業法人・地元農業関係者や大学等との連携
3. 全国募集などの定員確保に関する支援 等

地域と連携した特色ある教育活動

地域農業法人代表(CS委員)
所有の牧場でのインターン



大学准教授(CS委員)による
ウシの発育調査実習



竹田市が誇る発酵食品に
ついての学習会



近隣小学校へのアウトリーチ
(野菜栽培方法の指導)



チャレンジMy農場

地元農家や自治体の協力により、実際に一から農業を体験し、やりがいや魅力を学ぶ取組



①栽培計画を立案 → ②作物に適した農場づくり
→ ③農場で収穫できた作物の加工・販売

うし部



JA全農おおいたと人材育成に関する協定を結んでおり、活動の一環として寄贈された牛舎を実習や部活等で使用。全国の農業高校同士で飼育している和牛に対する取組や肉質を競い合う「和牛甲子園」で入賞を目指す。

学校運営協議会委員

- ◎竹田市教育委員会教育長
- ・竹田市総務課長
- ・竹田市久住支所長
- ・地域代表
- ・企業代表
- ・大分県豊肥振興局部長
- 九州大学准教授
- ・近隣小中学校長
- ・地元農業関連企業代表
- ・地域農業法人代表
- ・同窓会長、PTA会長 等

魅力ある学校づくりと生徒の地元定着の好循環

産官学連携による
実践的な農業学習



地場企業、地域農業法人
見学会・就職説明会の開催



近隣大学

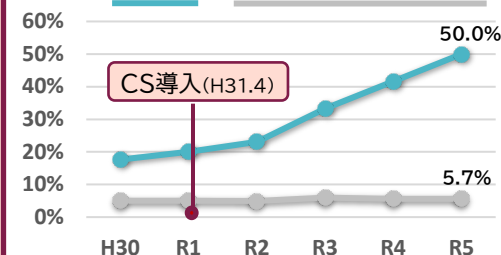
地場企業

行政

地元農業
法人

卒業生の進路(就農率)

就農率 就農率(農業高校の全国平均)



※就農率は就職者に対する就農者の割合

第2世代交付金の概要

- 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

- ① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援

※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

- ② ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化

- 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

- ③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

- 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

令和8年度の「地域と学校の連携・協働体制構築事業（学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金）」の補助要件の方向性について

要件1 及び要件2 のいずれも満たすこと

要件1：コミュニティ・スクールの導入促進

以下の①、②又は③のいずれかにより地教行法第47条の5の規定に基づくコミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画があること。

- ① 事業実施自治体において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。
- ② 事業実施自治体において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること。
- ③ 事業を実施する当該年度に導入計画を策定すること（当該年度に初めて本事業を実施する場合又はやむを得ない理由により前年度に導入計画を策定できなかった場合に限る。）

以下の①又は②のいずれかにより地教行法第47条の5の規定に基づくコミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画があること。

- ① 令和8年度当初時点で事業実施自治体において、所管の学校の**40%以上で**コミュニティ・スクールを導入していること。
- ② 令和8年度当初時点で事業実施自治体において、所管の学校に**令和8年度以降3年度以内にコミュニティ・スクールの導入率を40%以上にする具体的な計画**を有していること。

要件2：地域学校協働活動推進員の配置促進

地域学校協働活動推進員等を配置していること。

注意!!

- 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者であること
- 社会教育法第9条の7に基づく委嘱の有無は問わない

地域学校協働活動推進員等を配置していること。**本補助事業の受給金額（総額）が500万円以上となる地方自治体にあつては、本補助事業を活用して、配置に係る一定額の予算措置（謝金等）を行うこと。**

注意!!

- 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者であること
- 社会教育法第9条の7に基づく委嘱の有無は問わない
- **予算措置を行う地域学校協働推進員等の人数は地方自治体の実情に合わせて判断すること**

補助金受給自治体におけるコミュニティ・スクール導入率の分布

令和 6 年度 地域と学校の連携・協働体制構築事業

全自治体		自治体数	割合
		1,788	
補助金受給自治体		1,376	100%
CS設置率 ＊	1 0 0 %	930	67.5%
	9 0 ～ 9 9 %	41	3.0%
	8 0 ～ 8 9 %	23	1.7%
	7 0 ～ 7 9 %	17	1.2%
	6 0 ～ 6 9 %	16	1.2%
	4 0 ～ 5 9 %	40	2.9%
	0 ～ 3 9 %	309	22.4%

＊事業実施自治体の所管学校のうち、コミュニティ・スクールを導入している学校の割合別に自治体を分類。ただし、所管学校の母数から幼稚園は除いている。